

平泉情報発信映像制作業務

業務仕様書

令和 7 年 9 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉情報発信映像制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

平泉情報発信映像制作業務

2 本業務の目的

情報発信を通じて平泉世界遺産ガイドランスセンターの周遊拠点機能を強化し、施設の魅力向上と来訪者動線の確立を図る

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 予算額

1,015千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 平泉情報発信映像の制作

「別紙」の内容を踏まえ、次により映像を制作すること。

ア 内容

平泉の概要、平泉の文化遺産・関連施設・周辺の観光スポット等の紹介及び平泉世界遺産ガイドランスセンターからのアクセス等の周遊情報

※ 世界遺産「平泉」構成資産及び関連資産は必ず映像に盛り込むこと

イ 対応言語

日本語、英語、繁体字、簡体字、タイ語及び韓国語

※ キャプションの多言語化を想定

ウ 納期

令和8年2月27日（金）

(2) その他（自由提案）

企画提案参加者は、上記(1)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

平泉情報発信映像の制作

1 概要

(1) 映像の内容

ア 平泉の概要

イ 平泉の文化遺産、関連施設及び周辺の観光スポットの紹介

例) 【施設】 平泉文化遺産センター、一関市博物館、奥州市牛の博物館

【観光スポット】道の駅ひらいずみ、巖美溪 など

ウ イに係る平泉世界遺産ガイドセンターからのアクセス等の周遊・交通情報

(2) 仕様等

- ・ 映像の長さは3分程度とする。
- ・ 世界遺産「平泉」構成資産及び関連資産の計10資産(※)については、必ず映像に盛り込むこと。その他の施設等については、県と協議の上決定すること。
- ・ 制作に必要となる素材(画像、文字情報、ロゴ等)は県が提供できるが、受託者が所有又は独自に取得する素材を使用しても差し支えない。
- ・ 映像には適宜キャプションを付すこと。
- ・ 映像は、キャプションを多言語化する等により、日本語版をベースに、英語版、繁体字版、簡体字版及びタイ語版及び韓国語版をそれぞれ制作すること。

※ 世界遺産「平泉」構成資産及び関連資産

中尊寺、毛越寺、金鶏山、無量光院跡、観自在王院跡、

柳之御所遺跡、達谷窟、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡、骨寺村荘園遺跡

2 納期及び成果物の納品

(1) 納期 令和8年2月27日(金)

(2) 成果物

日本語版、英語版、繁体字版、簡体字版、タイ語版及び韓国語版の映像について、次の3点のデータをそれぞれ制作の上納品すること。なお、映像の内容は同一で差し支えない。

ア WEB配信に適したサイズのもの

イ 催事会場のスクリーンや大型モニター等での放映に適したもの

ウ Blu-rayプレーヤーで再生可能なもの(Blu-rayディスク等で納品)

(3) 納品場所 岩手県文化スポーツ部文化振興課

3 留意事項

(1) 映像内に文化財等に係る解説を含む場合、外国語版の解説文は「How to 多言語解説文整備(観光庁ガイドライン)」を踏まえて制作することとし、必要に応じて取材・情報収集を行った上で外国語原稿を作成するとともに、必ず各言語を母国語とする者による確認(ネイティブチェック)を行うこと。

ただし、文化財の名称のみの紹介や簡易な観光案内など、翻訳により十分に動画の内容を多言語化できる場合は、この限りでない。

(2) 制作した映像は、平泉世界遺産ガイドセンター館内及び県等が主催するイベントやプロモーション活動等での放映のほか、県が所有するホームページ等に掲載できる体制とすること。

(3) 動画の校正は2回以上とし、その際、必要に応じて内容の確認を行うこと。

(4) 素材の使用にあたり必要な手続きがある場合は受託者において手続きを行うこと。

4 著作権

- (1) 納品された成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は県に帰属する。また、成果物は、県が行う各種情報発信に随時使用、複製及び二次使用ができるものとし、県による二次使用については無償とする。
- (2) 撮影被写体の所有者・管理団体への二次使用に関する手続きは県が行うものとする。
- (3) 本件業務の実施による成果品は、写真・動画等の著作権上の権利関係の整理を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、県は責任を負わない。

以上に掲げる業務のほか、本業務の実施に関し必要な業務を行うこと。